平田村ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

１　目的

ふるさと納税制度を活用し、本村への寄附促進及び本村の魅力や地元産品のＰＲ、販売の促進を図るため、本村へふるさと納税を行った寄附者に対して贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集する。

２　協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 村内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、村内で生産、製造、加工又はサービスの提供等を行っている法人その他団体又は個人事業者であること。ただし、本村に縁のある法人、団体又は個人事業者として村長が特に認めた場合を除く。

(2) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７ 号）に規定する暴力団の構成員等でないこと。

(3) 村税に滞納がないこと。

(4) インターネット環境を有しており、本村が契約するふるさと納税ポータルサイト運営事業者（以下「ポータルサイト運営事業者」という。）と電子メールの送受信ができること。

３　募集する返礼品

返礼品は、原則として次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 返礼品の要件

ア　本村の魅力や特産品のＰＲにつながるものであること。

イ　村内で生産、製造、加工又はサービスの提供等が行われているもの、または原材料の主要な部分が村内産であるものとする。

ウ　数量及び品質の面において、安定した供給が可能であり、期間限定または数量限定で提供できる場合は、その数量または期間を明示できるものとする。

エ　本村またはポータルサイト運営事業者からの発注を受け、速やかに全国に発送対応が可能なものとする。ただし、返礼品の性質上、速やかな発送が困難なものについては、申込みの際にその旨を明記する。

オ　食料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後、概ね１週間以上の賞味期限が保証されているものとする。ただし、生鮮食料品の場合はこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認し、鮮度が保たれた状態で適切に届けられるものとする。

カ　宿泊施設・サービスの利用券等については、発行日から６か月以上の利用期限が設けられているものとする。

(2) 返礼品の価格及び寄附金額の設定

ア　返礼品の価格は、１，５００円以上の設定とし、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とするが、送料は価格に含まないものとする。

イ　寄附金額の設定は、返礼品の価格を０．３で除した価格（１，０００ 円未満切り上げ）を基準として、村が決定する。

(3) 費用負担

ア　返礼品の商品代金及び送料は、いずれも村の負担とする。

イ　寄附者からの返礼品への苦情等により、返礼品の回収及び再発送を行った場合の費用は、協力事業者の負担とする。

(4) その他

ア　返礼品の申込数は、１協力事業者あたり５件程度とする。ただし、商品の色違い等により複数となる場合であっても、同一価格であれば１件とみなす。

イ　返礼品は、単品のほか複数の商品を組み合わせた詰合せ等でも構わない。

４　業務内容

協力事業者は、次に掲げる業務を行うこと。

(1) 返礼品の発送等

ア　村またはポータルサイト運営事業者から送付される発注書に基づき、速やかに寄附者が指定する場所に返礼品を発送する。

イ　返礼品等に対する苦情や発送事故があった場合は、協力事業者が責任をもって適切な対応を図るものとする。

(2) 商品代金及び送料の請求

ア　協力事業者は返礼品の発送完了をもって、商品代金及び送料を村へ請求する。

イ　村は、請求書を受領し、内容等を確認した後、速やかに協力事業者の指定する口座に代金を振り込むものとする。

５　申込方法

(1) 提出書類等

下記の書類および資料を提出すること。

ア　協力事業者登録申込書（様式第１号）　　　　　１部

イ　返礼品登録申込書（様式第２号）　　　　　　　１部

ウ　その他村長が必要と認めるもの

(2) 申込方法

上記の書類を電子メールまたは郵送、持参により、村まで提出する。

　(3) 申込期限

　　　随時申込みを受け付ける。

６　申込先

　　〒963-8292　平田村大字永田字切田116

平田村役場企画商工課　政策情報係

電話番号　　　　0247-55-3115

ファックス番号　0247-55-3513

電子メールアドレス　kikakushoukou@vill.hirata.fukushima.jp

７　選定結果の通知

村は提案のあった返礼品の採用の可否について、協力事業者に平田村ふるさと納税返礼品登録決定通知書（様式第３号）により結果を通知する。

８　個人情報の取扱いについて

(1) 協力事業者は、業務上知り得た寄附者等の個人情報の取扱いにあたり、平田村個人情報保護条例 （平成１７年条例第３号）および関係法令を遵守すること。

(2) 寄附者の住所等の個人情報は、第三者へ提供するなど返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、パンフレット等の同封により、寄附者等から協力事業者へ商品申込み等があり、直接協力事業者が入手した個人情報は除くものとする。

９　その他

(1) 返礼品の登録を解除する場合は、村へ速やかに報告しその承認を受けること。

(2) 返礼品の内容や価格等を変更する場合は、改めて上記５の手続きをとること。

(3) 事業者は、返礼品の送付やサービスの履行における遅延、販売中止、品質および送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに村に報告すること。

(4) 寄附者等から配達や返礼品の品質等に関する苦情等があった場合、または返礼品を再送する必要が生じた場合は、事業者の責任において真摯に対応して解決に努めるものとし、その対応内容について村へ報告すること。

(5) 村は、選定した返礼品が、関係法令（地方税法第３７条の２や平成３１年総務省告示１７９号等）の変更および本要領２および３に記載する要件を満たさなくなったと認められる場合、その決定を取り消すことができる。

(6) 村は、申込内容に虚偽があった場合、もしくは村に損害を及ぼす行為等があった場合は、決定を取り消すことができる。

(7) 本募集の申込に係る一切の費用は、申込者の負担とする。

(8) 提出された書類等は、返礼品選定や寄附募集のための掲載以外には申込者に無断で使用しないものとする。